



2010年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2012年東京大学法科大学院修了、2014年弁護士登録(第二東京弁護士会)、2020年ペンシルベニア大学ロースクール 修了(LL.M., Concentration in Intellectual Property & Technology Law)。2020年11月より弁護士法人イノベンティア勤務。2022年NY州弁護士登録。主な取扱分野は知的財産法、国際取引法、紛争解決、コーポレート。

機械翻訳と著作権法

はじめに

機械翻訳技術の急速な発達により、言語の壁はこれまでと比べてとても低くなりまし。しかしながら、業務上これを使用する場合には第三者の著作権への配慮も必要です。以下、ご相談に関連する著作権法の規定などについて説明し、回答いたします。

条約による外国の著作物の保護

著作物は、国境を越えて利用されることから、世界各国は、「ベルヌ条約」や「万国著作権条約」、WTO設立協定の付属議定書である「TRIPS協定」などの国際条約を締結し、互いに著作物を保護しています。日本もこれらの条約に加入しており、世界の大半の国と相互に保護関係があります。したがって、これらの条約に基づき、外国の著作物であっても日本国内で利用する場合には、日本の著作権法(以下「法」といいます。)による保護が与えられます。

翻訳権とは

法二条一項一号は、二次的著作物を「著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。」と定義しているところ、法二七条は、「著作者は、その著

複製権とは

法二一条は、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」として、著作者以外の人がある著作物を複製することを原則として禁じています。また、法二条一項一五号は、複製を「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製すること(後略)」と定義しています。複製とは、基本的に同一のものを作ることですが、実質的に同一であればこれに該当し、完全に元の著作物と同一である必要も、同じ表現形式である必要もありません。

著作者の許諾のない複製等が認められる場合

法三〇条以下に定められている権利制限規定に該当する場合には、著作者の許諾がない場合であっても著作物の複製や利用が可能となります。例えば、「個人的に又は家庭内そ

他これに準ずる限られた範囲内において使用する」と(私的使用)を目的として複製する場合に、法三〇条一項に該当し、著作者の許諾がなくとも複製等が可能となります。企業での著作物の利用においてはしばしば適用が問題となるものとしては、他人の著作物を公正な慣行にしたがって引用する場合などが挙げられます。

機械翻訳による翻訳物の性質

今回のご相談では、まず、機械翻訳によって翻訳物を作成することが著作者の著作権を侵害しないかが問題となります。上述のとおり、既存の著作物に創作的な表現を付加したものが二次的著作物となることから、機械翻訳ソフト等を使用して翻訳物を作成する場合には創作的な表現が付加されているのかが問題となります。

議論はありますが、現在のところ、機械翻訳ソフト等を使用して二次的著作物と評価されるに足る翻訳物を作成するためには、機械翻訳ソフト等の利用者が思想感情を表現する結果物を作る創作意図を持って、前編集や後編集などの形で何らかの創作的寄与を行う必要があるとされています。また、外国語の文献や資料の大意を把握するために、原文を機械的に入力し、得られた翻訳結果を、多少の誤訳や読みにくさはあっても、そのまま利用する場合、人による創作的行為が介在していないため、このような翻訳物は一般に二次的著作物と評価することはできないという考え方が主流となっています。(著作権審議会第九小委員会(コンピュータ創作関係)報告書、平成五年一月文化庁参照。)

したがって、機械翻訳ソフト等を用いて翻訳物を作成する過程に人の創作性が介在しない場合には、当該翻訳物は二次的著作物には該当せず、著作者の著作権等を侵害しない

機械翻訳ソフト等の利用規約との関係

著作権法だけではなく、機械翻訳ソフト等の利用規約にも注意が必要です。機械翻訳ソフト等の利用規約には、「利用者は、他者の知的財産権を侵害しない」、「利用者は、当該ソフト等の提供者に送信されるデータの収集、処理及び利用について法律上要求される要件を遵守する」、「利用者が当該翻訳ソフト等を利用してコンテンツを翻訳する際に、当該コンテンツを使用、複製、保存、変更、処理等する権利を当該翻訳ソフト等の提供者に付与する」などといった条件が定められていることが一般的です。上記のとおり、厳密に

は、許諾を得ないで第三者の著作物を機械翻訳ソフト等を利用して翻訳することは著作者の複製権を侵害するため著作権法違反となります。また、第三者の著作物に関して利用者が翻訳ソフト等の提供者に対してその利用等について許諾を与える権利はなく、上記のような利用規約の定め違反していることとなります。したがって、著作権法のみならず、利用規約上も、第三者の著作物については、当該著作物から機械翻訳を行う許諾を得る必要があるということになります。

まとめ

実際上は、著作者が機械翻訳ソフト等を使用した翻訳物の作成を確認することが難しいのに加えて、損害が生じない場合も少なくないことから、訴訟や刑事手続きに発展するリスクは極めて低いといえます。このように法的なリスクが極めて低く、外国の著作者に許諾を得ることは現実的ではない場合も多いことから、特段対応をとらずに機械翻訳ソフト等を使用している例も多いのが実情であろうと思います。

しかし、上述のとおり、現行の著作権法の下では、著作者の許諾のない機械翻訳ソフト等を使用した翻訳物の作成が形式的に著作権侵害となることは避け難く、厳密には、翻訳著作者の許諾を得る必要があります。

本来的には、そのままでは内容を認識することが困難な外国語の著作物について、公正な利用の範囲を画する法整備がなされることを望ましいとは言えますが、当面の対応としては、機械翻訳が違法となり得ることも踏まえ、翻訳結果をテキストなどに固定せず、必要箇所のみを公正な引用の範囲内で用いるなどの留意をすることが望ましいといえます。